

経営会議の内容

件 名	大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
所 管 部	健康福祉部
日時・場所	令和元年５月１４日（火）１３：３５ ～ １３：５５ 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、健康福祉総務課長
提 出 理 由	災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・災害援護資金の貸付制度について、２世帯住宅などで１棟の建物に居住しながら世帯分離している場合には、貸付申請はどのように扱われるのか。 （所管部）各世帯の実情に応じた取り扱いとなる。 ・貸付限度額を決定する際、住居の全壊、半壊等の被害状況によって額が変わってくるとのことだが、罹災証明上の「大規模半壊」はどのように扱われるのか。 （所管部）大規模半壊は半壊と同じ扱いである。 ・貸付金額の繰上償還は、全額だけでなく一部繰上も可能なのか。 （所管部）一部の繰上償還も可能である。 ・本市で災害援護資金貸付制度の対象となるような大規模災害が発生したとして、貸付世帯数の全体規模をどのように捉えているのか。 （所管部）本市の地域防災計画で定める都心南部直下地震が発生した場合の想定住家滅失世帯数から、所得制限で貸付対象外となる数を除いた世帯数が、概ね全体規模に相当すると見込んでいる。 ・この制度は、実際に災害が発生した場合に、生活の立て直しに大きく寄与するものであると考える。貸付にあたり、保証人不要で無利子とした理由は。 （所管部）大規模災害という特別な状況の中で、被災者にとっては保証人を立てるのも困難となることなども想定し、弱者に寄り添うことを第一に考え、設定したものである。 ・国が政令で定める貸付の所得制限は、どのような考えが背景にあるのか。 （所管部）内閣府によれば、おおよそ３分の２の国民が該当するように設定されているとのことである。 ・貸付にあたって保証人不要、無利子とする上では、適切な債権管理の側面も考えなくてはならない。東日本大震災の例などで、保証人の有無による返済への影響は出ているのか。 （所管部）東日本大震災で被災した一部の自治体に聞き及んだところでは、保証人を立てていない場合は、立てている場合に比べて、返済期日を守る割合が低い傾向が表れているようである。
会議結果	案のとおり、進めていく。